

諮詢番号：令和元年度 諒問第7号

答申番号：令和元年度 答申第7号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

毎年、多額の医療費が掛かる中で本年は手術を受け、さらに雇用主の経営状況が悪化したため雇止めとなり、生活が成り立たないにもかかわらず、前年の合計所得金額が均等割が非課税となる基準額（以下「均等割非課税基準額」という。）を超える場合は、どのような事情があっても特例なく市民税及び道民税が課されることは納得できず、処分庁が令和元年6月12日付けで行った平成31年度分の個人市民税及び道民税（以下「本件住民税」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

均等割の非課税の判定は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び札幌市税条例（昭和25年札幌市条例第44号）で定めるとおり、前年の合計所得金額を用いることにより行うものとされており、合計所得金額から医療費を差し引いた残額でこれを判定する法的根拠はなく、請求人の平成30年の合計所得金額が均等割非課税基準額を上回る以上、請求人に対し均等割を課すべきものであるため、本件処分は、適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成31年3月11日、請求人は、「平成30年分の所得税及び復興特別所得税

- の確定申告書」（以下「確定申告書」という。）を札幌○税務署長に提出した。
- イ 令和元年6月12日、処分庁は、請求人が提出した確定申告書の記載内容等に基づき、請求人に対し、本件住民税の均等割5,000円を課した（本件処分）。
- ウ 令和元年6月24日、請求人は、本件処分に係る審査請求をした。

（2）判断

本件住民税については、請求人の平成30年の合計所得金額が均等割非課税基準額を超えるため、請求人には均等割が課されることとなり、その額は法及び札幌市税条例に従って適正に算出されており、ほかに請求人の事情を考慮してこれを非課税とすべき法令上の根拠は存在せず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和元年）

7月8日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
8月2日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
9月10日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
9月17日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和元年）

10月3日	審査庁が、本審査会に諮問
10月29日	第1回調査審議（令和元年度第7回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

個人の市民税及び道民税の均等割の額は、市民税は3,000円、道民税は1,000円とされているが（法第310条及び第38条）、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条の規定により、平成26年度から平成35年

度（令和 5 年度）までの各年度分の個人の市民税及び道民税の均等割の額は、上記の額にそれぞれ 500 円を加算したこととされている。

このうち個人の市民税の均等割については、市町村は、法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課すことができないこととされている（法第 295 条第 3 項）。これを受けた札幌市は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 47 条の 3 で定める基準に従い、当該金額を「35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額）」と定めている（札幌市税条例第 19 条第 2 項）。

一方、個人の道民税の均等割については、個人の市民税の均等割を課すことができない者に対しては、個人の道民税の均等割を課さないこととされている（法第 24 条の 5 第 3 項及び北海道税条例（昭和 25 年北海道条例第 56 号）第 24 条の 2 第 2 項）。

そこで、本件について見ると、請求人の平成 30 年の合計所得金額は○円であり、この金額が請求人について算定した均等割非課税基準額○円（算式：○）を上回っていることから、処分庁は本件住民税 5,000 円（市民税の均等割 3,500 円及び道民税の均等割 1,500 円の合算額）を請求人に課す本件処分を行っており、本件処分は法令の規定に基づき適正に行われたことが認められる。

この点、請求人は、毎年、多額の医療費が掛かる中で本年は手術を受け、さらに雇用主の経営状況が悪化したため雇止めとなり、生活が成り立たないにもかかわらず、前年の合計所得金額が均等割非課税基準額を超える場合は、どのような事情があっても特例なく市民税及び道民税が課税されることは納得できない旨を主張している。

しかし、医療費の控除（法第 34 条第 1 項第 2 号及び第 314 条の 2 第 1 項第 2 号）は、法制度上、飽くまでも所得割の算定を行う際に考慮される要素であり、現に本件処分においては、これらの号に定める金額（請求人の平成 30 年の医療費から算出される額）を総所得金額（請求人の同年の給与所得）から控除した結果、所得割は請求人に課されていないことが認められる。一方、法及び地方税法施行令上、この医療費の控除は、均等割の算定を行う際に札幌市が条例において考慮し得る要素ではなく、ほかに請求人に課された本件住民税の均等割を非課税にすべき法制度上の根拠は存在しないのであって、仮に、傷病、失業その他の事由により請求人の世帯の生活維持

が困難であり、各種社会保障制度が適用される状況である場合には、当該制度による対応がなされるべきものである。したがって、本件処分を行った処分庁の判断に誤りはないというべきである。

なお、請求人は、課税により医療費自己負担額の上限額が減額されないなど生活苦となるため、均等割非課税基準額にかかわらず特例として本件住民税の均等割を非課税とすることを求めているが、仮に、法制度上の根拠が存在しないにもかかわらず、当該上限額の減額を含め、当該均等割が非課税となることに伴い結果的に発生し得る法的効果を実現させることを目的として、処分庁が当該均等割を非課税とするようなことがあれば、それはむしろ課税の公平性の観点から違法な処分にほかならないものといえる。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長） 岸 本 太 樹

委 員 林 賢 一

委 員 片 桐 由 喜